

令和5年度 第2回

釜石市国民健康保険運営協議会

会 議 録

事務局：釜石市市民生活部市民課国保年金係

会 議 録

- 1 開催日時 令和5年11月30日(木) 午後3時～午後3時20分
- 2 開催場所 釜石市役所第7会議室
- 3 出席委員 11名
公益代表
前川 良子 市川 淳子 前川 公二
医療機関代表
堀 晃 小笠原 善郎 佐々木 憲一郎 金澤 秀樹
被保険者代表
佐々木 裕一 佐々木てる子 中平 美恵子 小野寺 しず子
- 4 説明のために出席した職員等
市民生活部 平野 敏也 市民生活部長
税務課 廣田 昭仁 税務課長
市民課 佐々 禎子 市民課長
濱川 希望 課長補佐兼国保年金係長
花石 渚 国保年金係主任
加藤 綾夏 会計年度職員
- 5 傍聴者 0名
- 6 会議の経過
 - (1) 開会
 - (2) 市長挨拶
 - (3) 会長挨拶 前川会長
- 7 審議事項
 - ①令和5年度釜石市国民健康保険事業特別会計12月補正予算(案)について
 - ②釜石市国民健康保険税条例の一部を改正する条例(案)について
- 8 その他
- 9 閉会

1 開 会

(司会者)

只今から、令和5年度第2回釜石市国民健康保険運営協議会を開催いたします。

2 市長挨拶

(司会者)

2 市長挨拶でございますが、市長が別用務のため市民生活部長からご挨拶を申し上げます。

(市民生活部長)

皆様いつもお世話になっております。市民生活部長の平野です。今日は市長、別用務のため挨拶を預かってまいりましたので、代読させていただきます。

令和五年度 第二回 釜石市国民健康保険運営協議会の開催にあたり、一言、ご挨拶を申し上げます。

委員の皆様には、お忙しい中、ご出席いただき、誠にありがとうございます。また、日頃から、国民健康保険事業はじめ、市政全般にわたりまして多大なるご支援・ご協力を賜り、心から御礼を申し上げます。

さて、国民健康保険の運営にあたっては、「第3期岩手県国民健康保険運営方針」を岩手県において策定中であり、令和六年度からは、新たな方針のもと各種事業を展開していくこととなります。

厚生労働省において、都道府県の運営方針を策定する際、法定外繰入等の着実な解消、保険料水準の統一に向けた取組、医療費適正化、人生百年時代を見据えた予防・健康づくり事業の推進などを図り、都道府県単位化の更なる深化を図るための取組を進めることとされており、より安定的で持続可能な国民健康保険事業の運営が求められることとなります。

本日の協議会には、「令和五年度釜石市国民健康保険事業 特別会計十二月補正予算(案)」及び「釜石市国民健康保険税条例の一部を改正する条例(案)」を諮問させていただきます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

今後とも、国民健康保険事業の安定運営のため、更なるご指導、ご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

令和五年十一月三十日

釜石市長 小 野 共

(司会者)

ありがとうございました。

3 会長あいさつ

(司会者)

続きまして、前川会長にご挨拶をお願いいたします。

〈会 長〉

皆さん、お疲れ様です。寒いところお集まりいただき本当にありがとうございます。昨今インフルエンザが県内で凄く増えているようです。また、市内各所で熊が出ていて緊張して生活をしていると思います。今日の審議事項については、2件事務局から出ておりますので、出来るだけスムーズに進めたいと思いますので、ご協力をよろしくお願いいたします。

(司会者)

ありがとうございました。

5 審議事項

(司会者)

それでは引続きまして会議に入ります。釜石市国民健康保険条例施行規則第2条の規定により、会長が議長の任に当たることとなっております。会長、よろしくお願いいたします。

(議長；前川会長)

会議に先立ちまして議長より報告いたします。本日の出席委員は、11名で過半数に達しておりますので、釜石市国民健康保険条例施行規則第4条の規定により会議は、成立しております。本日欠席された委員からは、それぞれ都合により出席できない旨の届け出がありましたので、ご了承願います。

次に本日の会議録署名委員の指名を行います。会議録署名委員には、釜石市国民健康保険条例施行規則第11条の規定により、議長において、医療機関代表委員の金澤英樹委員と、被保険者代表委員の中平美恵子委員の2名を指名いたします。よろしくお願いいたします。

(会 長)

それでは、会議次第により進めてまいります。「【審議事項（1）令和5年度国民健康保険事業特別会計12月補正予算（案）について】審議いたします。当局の説明を求めます。

(市民課長)

市民課の佐々と申します。よろしくお願いいたします。

私からは、令和5年度釜石市国民健康保険事業特別会計12月補正予算（案）について、説明いたします。

資料は、審議事項1と書かれた、「令和5年度釜石市国民健康保険事業特別会計12月補正予算（案）について」になります。説明は補正のある科目を抜粋した「別紙1」で行わせていただきますので、「別紙1」をご覧ください。

最初に歳出について説明させていただきます。

総務費は、総務管理費の職員給与費、国保年金係職員分の給与費647万9千円の減額、税

務課徴収事業会計年度任用職員分 5 万 7 千円の増額、徴税費、職員給与費 205 万 4 千円の増額となります。これは、職員の人事異動に伴う人件費の変動によるものです。

次に、「保健事業費」についてです。こちら、会計年度任用職員の給与など 95 万 9 千円を減額するものです。

続きまして「基金積立金」です。基金積立金は、前年度繰越金のうち 5,886 万 8 千円を積み立てることとしております。安定的な釜石市国民健康保険事業特別会計の運営のため、決算時点で余剰金が発生すると見込まれる場合、基金へ積み立てることとするものです。今後の医療費の増減や歳入の決算状況によっては積立額が変動する可能性はあるものの、突然の流行り病などに対応出来るよう、基金を活用し、安定的で持続可能な財政運営を行うためとなります。

次に、「諸支出金」の「償還金」についてです。これは保険給付費に対して、国や県から普通交付金が入ってきますけれども、令和 4 年度の実績により返還金が生じたことから国の通知に基づいて返還するものとなります。また、特別交付金の確定による差額分及び特別交付金(特定健康診査等負担金分)、こちら、県の通知に伴う自主返還等になっておりまして、1,615 万 5 千円を計上しております。

続きまして、歳入の説明に入ります歳入の欄をご覧ください。本資料は 1 ページとなります。説明は引き続き「別紙 1」で行います。

繰入金、一般会計繰入金、事務費繰入金についてです。歳出の人件費の増減に伴い、436 万 8 千円を減額するものです。

次に財政調整基金繰入金についてです。現時点で国民健康保険財政調整基金積立金が生じる見込みとなることから、基金取り崩しを行わないものとし、1,178 万 4 千円を減額するものです。なお、あくまで現時点での見込みによるものとなりますので、歳入と歳出の精算額がほぼ明らかになった決算の時期に、歳入に不足が生じた場合など、状況に応じて基金を活用する可能性があることを申し添えます。

次に、「繰越金」ですが、令和 4 年度から 5 年度への繰越金 8,584 万 8 千円を計上することといたします。

以上が 12 月補正予算案についての説明となります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

(会 長)

ただいま事務局の方から「令和 5 年度釜石市国民健康保険事業 特別会計 12 月補正予算(案)について」説明がありましたが、委員の皆さんのほうからご質問、ご意見ございましたらお願いいたします。

(会 長)

補正の方は人事異動による人件費の減と、それから現時点での決算見込みでは基金の取り崩しが今のところは必要ないという内容として理解してよろしいでしょうか。

(市民課長)

はい。

(会 長)

ただ、今後の状況によっては変わってくる可能性があるということによろしいですか。

(市民課長)

はい。そのとおりです。

(会 長)

それではお諮りをいたします。

「令和5年度釜石市国民健康保険事業 特別会計12月補正(案)について」原案どおり承認することにご異議ありませんか。

〈異議なしの声あり〉

(会 長)

異議が無いようでございますので、原案のとおり承認することに決定をいたします。

(会 長)

続きまして、審議事項(2)「釜石市国民健康保険条例の一部を改正する条例(案)について」当局の説明を求めます。

(税務課長)

税務課の廣田でございます。よろしくお願いたします。審議事項2というこちらの資料をご覧くださいと思います。

今回の釜石市国民健康保険条例の一部を改正する条例(案)につきましても、国の法律改正によって、国民健康保険の被保険者のお母さんが出産した場合に、出産予定日または出産の日が属する月の前月から、翌々月までの期間の国民健康保険税の所得割額及び均等割額の全額を減額しようとするものでございます。

令和6年1月1日からの施行となりますので、令和6年1月分以降の保険税が減額の対象となるということになります。

例えば、2月にお子さん一人を出産された場合、2月が出産日なので2月分が減額、1か月前の1月分も減額、さらに1か月後と2か月後に該当する3月分と4月分、こちらも減額、合計4か月分のお母さんの保険税を減額という中身でございます。

この制度につきましても国の法律改正に基づくものですので、ほぼ全国一斉に令和6年1月1日から施行するものでございます。社会保険ではすでに減額の制度はございましたが、遅れて国民健康保険もスタートするという中身でございます。国保のこの制度の対象者は、

年間 10 人程度と見込んでおります。

次のページ以降に条例改正案を添付しておりますが、この内容で市議会の 12 月定例会に条例改正案を提案させていただきたいと考えておりますので、ご審議のほどよろしくお願いたします。

(会 長)

ただいま、審議事項 2 の「釜石市国民健康保険条例の一部を改正する条例(案)について」説明がございましたけれども皆様から確認したい部分、ご意見等ございましたらお願いいたします。

(会 長)

国の制度ということでしたが、被保険者にとっては良いものと理解してよろしいですか。

(税務課長)

はい。

(会 長)

それでは、お諮りをいたします。

「釜石市国民健康保険条例の一部を改正する条例(案)について」原案どおり承認することにご異議ありませんか。

<異議なしの声あり>

(会 長)

異議が無いようでございますので、原案のとおり承認することに決定をいたします。

今回の諮問にあたり、当協議会は、本日の審議に基づき、審議事項 2 件を原案どおり了承をする旨、答申を行うものといたします。

7 その他

(会 長)

次に「その他」ですが、事務局から何かありますか。

(事務局)

次回の釜石市国民健康保険運営協議会の開催についてでございます。

現在の第 2 期データヘルス計画が、今年度で期間が満了することから、「第 3 期釜石市国民健康保険データヘルス計画(案)」の策定作業を進めているところでございます。

この新たなデータヘルス計画についてのご意見を委員の皆様から賜うため、1 月 11 日木曜日に第 3 回釜石市国民健康保険運営協議会を開催予定として準備を進めております。

今後の予定といたしましては、12月の末に「第3期釜石市国民健康保険データヘルス計画（案）」の紙資料を郵送にて、先に送付させていただきたく存じます。

次回の1月11日開催予定の運営協議会までにお目通しいただきまして、当時ご意見などを賜りたく考えておりますので、何卒よろしくお願いいたします。

なお、開催案内については、別途郵送で、送付させていただきますので、出欠の回答についても重ねてよろしくお願い申し上げます。

（会 長）

1月11日は、時間と会場は同じですか。

（事務局）

はい。15時から、ここ第7会議室となります。

（会 長）

変更の場合は早めに連絡してください。

（事務局）

はい。確定いたしましたらお手紙でお知らせいたします。

（会 長）

委員の皆様からは、何かございませんでしょうか。

（会 長）

何もなければ、本日本日予定しておりました議事については、すべて終了しましたので、進行を事務局にお返しします。

7 閉 会

（司会者）

ありがとうございました。

以上をもちまして、令和5年度第2回釜石市国民健康保険運営協議会の会議を終了いたします。

上記のとおり相違ないことを認め、ここに署名する。

令和5年11月30日

会議録署名委員 _____

会議録署名委員 _____